

知立市立保育園給食調理委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

知立市立保育園給食調理委託業務

2. 業務概要

業務場所は上重原保育園外3園とし、その他は別添「知立市立保育園給食調理委託業務仕様書（案）」のとおり

3. 業務履行期間

令和9年3月1日から令和12年2月28日までとする。

ただし、知立市において予算の減額又は廃止等による契約の変更又は解除等があり得るものとする。

4. 契約上限価格

241,335千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

〔各年度の契約上限額〕

令和8年度 5,708千円（上重原保育園・新林保育園・上重原西保育園1ヶ月分）

令和9年度 69,984千円（上重原保育園・新林保育園・上重原西保育園12ヶ月分及び高根保育園1ヶ月分）

令和10年度 86,422千円（上重原保育園・新林保育園・上重原西保育園・高根保育園12ヶ月分）

令和11年度 79,221千円（上重原保育園・新林保育園・上重原西保育園・高根保育園11ヶ月分）

5. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 業務の種類に応じ、令和8年8月15日時点で入札参加資格審査が完了しており、令和8年9月1日時点で知立市入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。

6. 選定委員会

公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、知立市立保育園給食調理委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

7. 応募方法

(1) 応募期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月10日（月）午後4時まで

(2) 提出物及び提出方法

参加意向申出書（様式第1）、会社概要書（様式第2）及び業務実績調書（様式第3）に記載のうえ必要な添付資料とともに、電子メール（メール送信した旨を8月10日（月）午後4時までに電

話連絡すること。)又は福祉こども部保育支援課保育係窓口(平日午前9時から午後4時まで)への持参、郵送(書留、簡易書留又はレターパックプラス)若しくは宅配業者等による信書便で提出すること。

なお、令和8年8月10日(月)午後4時以降は受理できません。

8. 参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知

参加申込者が参加要件を満たす者であるか確認し、企画提案書の提出者を決定した後は、速やかに参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書(様式第4)により8月18日(火)までに参加申込者に電子メールにて通知するものとする。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

9. 現地視察

公募型プロポーザル方式に対し、参加申込者を対象に下記の日程で業務実施園4園の現地視察を実施する。なお、視察の参加を希望する場合は、現地視察参加希望申出書(様式第5)により7月27日(月)正午までに電子メールで申し出るものとする。視察予定日時

(1) 視察予定日時

令和8年7月で指定する日時 ※現地視察参加希望申出書(様式第5)に詳細の記載有

(2) その他

ア 日時等については、知立市で調整を行う。

イ 現地視察への参加者は最大2名とする。

参加者はおおむね1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)を受け、陰性である者とする。

ウ 1園あたりの視察時間は最大30分とする。

エ 感染症予防や社会情勢によって中止する場合がある。

オ 現地視察では、質問の受付は行わない。質問がある場合は、下記10の方法によること。

カ 清潔な衣服(白衣、帽子、マスク)を持参すること。

キ 視察日時等は、7月28日(火)正午までに電子メールにて通知する。

10. 実施要領等に関する質問の期間、提出方法及び回答方法

令和8年7月21日(火)から令和8年8月5日(水)午後4時まで(締切)

本実施要領、委託業務仕様書等について不明な点がある場合は、質問票(様式第6)に記入のうえ、福祉こども部保育支援課保育係あて(hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp)に電子メールにより送信すること。

上記の期間までに質問票の提出があった場合は、質問者の名称等は伏せた上で、令和8年8月10日(月)正午までに随時回答をホームページ上にて回答するものとする。

11. 企画提案書及び費用見積書の提出物、提出方法及び提出期限

(1) 提出方法及び提出期限

提案資格確認結果通知書(様式第4)により資格有の通知を受けた参加者は、必要書類をそろえ、令和8年8月25日(火)から令和8年9月2日(水)までに福祉こども部保育支援課保育係窓口(平日午前9時から午後4時まで)へ持参、郵送(書留、簡易書留又はレターパックプラス)若しくは宅配業者等による信書便で提出すること。

なお、令和8年9月2日(水)午後4時以降は受理しない。

(2) 企画提案書及び費用見積書等の提出時には、次に掲げる部数及び資料を提出すること。

ア 企画提案書 13部

(ア)書式

企画提案書はA4版(A3折込可)とし、専門用語はできるだけ避け、標準的な用語を用いて要点を簡潔にまとめること。ページ数については特に定めないが、ページ番号を記載すること。なお、表紙と目次はページに含めないため、ページ番号は不要とする。両面印刷は可、刷色は任意とする。

(イ)企画提案書作成の注意事項

- a 表紙に「知立市立保育園給食調理委託業務企画提案書」と記載し、提出日についても記載すること。
- b 企画提案者は、目次を作成し、参照先のページ番号を記載すること。
- c 本編は、プロポーザル審査採点表に記載する項目に対して、以下の点に留意し作成すること。
 - ・企画提案書は日本語で十分に分かりやすい記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説等を記載すること。
 - ・プロポーザル審査採点表の全ての項目について、もれなく記載すること。
 - ・記載事項の順序は、プロポーザル審査採点表の項目の順序と同一にし、変更を行わないこと。

イ 見積書 1部

見積書には総額を記載し、かかる費用の内訳書を添付すること。また、年度毎にかかる費用（年額）もわかるよう参考資料を添付すること。

なお、上記4の費用の上限を超える見積書を提出した提案者は失格とする。

ウ 直近の事業報告書及び財務書類 1部 ※直近3年分の決算書等財務状況が分かるもの

エ ア、イ及びウの電子データを(hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp)へメール

1.2. 選定委員会

- (1) 日 時 令和8年9月24日（木）午前9時から午後4時まで
※日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者ごとに受付場所を含め別途通知する。
- (2) 場 所 知立市中央公民館（知立市役所隣接）2階 中会議室
- (3) 出席者 1提案につき3名以内
- (4) 方 法 提案書に基づき1者20分以内のプレゼンテーション及び10分程の質疑を行う。
- (5) 順 番 プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- (6) 当方で準備できる資機材
 - ア プロジェクター（HDMI 接続(接続ケーブル有)）
 - イ 会場の電源、コードリール及びスクリーン
 - ウ 指示棒
- (7) 評価基準及び配点基準
別紙「プロポーザル審査採点表」等のとおり
- (8) 選定委員会の組織

福祉こども部長	
保育支援課長	
指導保育士	1名
保育係長	
市立保育園 園長	3名
市立保育園 主任	2名
市立保育園 調理員	1名
保護者代表	2名
合計	12名（予定）
- (9) その他 プレゼンテーションは、提出した提案書等及びスクリーンに映し出された画面により行うこととし、追加の資料配付は認めない。

1.3. 受託候補者の選定方法

プロポーザルの審査事項は、次に掲げる内容を基本とし、各審査員が評価項目ごとに点数をつけ、その合計点数により各審査員がそれぞれ順位を決定する。決定した順位に応じて点数が配分され、事業者ごとに合計したものを総合点数とする。

総合点数の最高得点者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上あるときは、企画提案についての評点の上位者を優先交渉権者として選定するものとする。企画提案も同点の場合

は、総合的な判断を選定委員会で協議して、決定するものとする。

- (1) 業務遂行体制
- (2) 調理に対する安全性
- (3) 保育園給食に対する理解度
- (4) 非常事態時に対する考え方と対応能力
- (5) 経営状況・実績
- (6) 企画提案
- (7) 見積金額

1 4. プロポーザル結果通知、結果の公表事項及び方法について

企画提案書の提出者全員に書面（様式第7）により通知するものとする。また、ホームページ上に、審査結果を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

1 5. 受託候補者の資格喪失

次の各号に該当する受託候補者は、その資格を失う。

- (1) 提出された書類等に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が期限内に提出されないとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正が認められたとき。

1 6. スケジュール（※は必要に応じて提出）

内容	日程	受付・公表等
実施要領・仕様書（等）の公表	令和8年7月21日（火）	市ホームページ
プロポーザル参加意向申出等受付 （様式第1、第2、第3）	令和8年7月21日（火）から 令和8年8月10日（月）まで	保育支援課（メール（※電話連絡要）又は持参、郵送、宅配業者等による信書便）
※現地視察受付 （様式第5）	<u>令和8年7月27日（月）</u> <u>正午まで</u>	保育支援課 （メール）
※実施要領等に関する質問の受付 （様式第6）	令和8年7月21日（火）から 令和8年8月5日（水）まで	保育支援課 （メール）
実施要領等に関する質問の回答	随時（令和8年8月10日（月） 正午まで）	市ホームページ
提案資格確認結果の通知	令和8年8月18日（火）	保育支援課 （メール）
企画提案書等の受付	令和8年8月25日（火）から 令和8年9月2日（水）まで	保育支援課 （持参、郵送又は宅配業者等による信書便）
プレゼンテーションの実施	令和8年9月24日（木）	中央公民館 中会議室
プロポーザル結果通知及び結果の 公表	令和8年9月30日（水）	保育支援課 （郵送及び市ホームページ）
契約締結	令和8年10月初旬	保育支援課

17. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果による異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 提出期限以後の書類の修正及び変更は認めない。
- (6) 最終的に選出された業者に対しヒアリングを行い、契約内容の調整を行った上で随意契約者として決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の業者と再度ヒアリングを行うものとする。
- (7) 知立市が、本プロポーザルへの参加資格を有すると通知した事業者が1者の場合であっても、選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を受託候補者に決定する。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (9) 本業務における委託期間は令和9年3月1日から令和12年2月28日までの3年間とし、令和8年10月初旬に契約締結を予定している。
- (10) この知立市立保育園給食調理委託業務公募型プロポーザル方式の事務局を知立市役所保育支援課に置き、事務局長は保育支援課長の職にあるものとする。
- (11) 「知立市公契約条例」及び「知立市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱」の規定に基づく「労働環境の確認に関する特約条項」について、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、知立市指定の調査票（労働環境確認報告書）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。詳細については、労働環境の確認に関する特約条項を参照のこと。また、労働環境確認報告書の様式は、知立市ホームページよりダウンロードすること。

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地 知立市福祉こども部保育支援課保育係

TEL 0566-95-0121（直通）FAX 0566-83-1141 Eメール hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp